

第5回 羽村市使用料等審議会会議録

- 1 日 時 令和5年8月2日（水）午後2時00分～午後4時15分
- 2 場 所 市役所西庁舎3階 庁議室
- 3 出席者 **【会長】** 金子 憲
【職務代理】 田村 義明
【委員】 市野 明、志田 保夫、竹内 潤三、松田 達夫、小島 昌夫、
白鳥 英徳、伊藤 大、太田 知子
【事務局】 櫛島企画部長、平原財政課長、尾嶋主査、七海主査
【説明員】 新井環境保全課長、佐藤係長
指田地域振興課長、上野係長、橋本係長
- 4 欠席者 なし
- 5 議 題 (1) 中間答申（案）について
(2) 使用料の適正化について
 - ・電気自動車用急速充電器使用料【資料 1-1～1-2】
 - ・学習等供用施設・地域集会施設使用料【資料 2-1、2-5】
 - ・コミュニティセンター使用料【資料 3-1～3-3】
- 6 傍聴者 なし
- 7 配布資料 別紙のとおり
- 8 会議内容 下記のとおり

-----開会-----

【事務局】

定刻になったので、ただいまから第5回羽村市使用料等審議会を開催する。
なお、本日は委員全員が出席していることを報告する。

【会長】

ただいまから第5回羽村市使用料等審議会を開催する。本日は、中間答申と、3件の使用料の適正化が審議事項となっている。

本日は傍聴人がいないということで、このまま審議に入る。

【事務局】

…（配布資料の確認）

【会長】

それでは、審議事項の（1）中間答申（案）について、審議を行う。事務局からの説明をお願いします。

【事務局】

…（「使用料等の適正化について（中間答申）」により説明）

次回8月18日の審議会の前に市長に対して中間答申を行うこととしたい。

【会長】

ただいまの説明について意見はあるか。

【委員】

水道料金の適正化について、定期的に見直しを図るべきとあるが、審議会の開催に合わせる等、可能な限り具体的に記載したほうがよいのではないか。

【事務局】

使用料等審議会の開催に合わせ見直すという方向で検討することとしたい。

【委員】

下水道使用料の適正化について、今回の料金改定で老朽化への対応が可能であると審議した旨を追記することで、市民が答申書を見た際に見込を持って料金体系を答申していることが見て取れるのではないか。

【事務局】

検討することとしたい。

【委員】

動物公園入園料の適正化について、改定案の意図を説明した上で、今回の結論に至る経過を記載したほうが審議内容を正しく理解しやすいのではないか。

【事務局】

審議の経過が理解しやすい表現になるよう修正する。

【委員】

スイミングセンター使用料の適正化について、受益者負担割合を前回改定時と同水準の概ね3割程度になるよう見直すという結論に達した。また、前回の資料にスイミングセンターの利用者数がかなり減っていると記載があった。利用者が減っていくとコストに対する利用者負担割合がますます上がるため、利用者を増やし経営改善努力することが求められる旨、記載していただきたい。

【事務局】

議事録等確認しながら修正する。

【委員】

スイミングセンター使用料について、新型コロナウイルスの影響が大きい。この3年間の利用者数ではなく、これからはコロナ禍以前の利用者数に増加するのではないか。また、先日まで行われていた世界水泳の影響もあり、水泳に関心が集まっており、高齢者の健康増進にもつながる水中ウォーキングの需要もある。これらのことから利用者数はV字回復していくのではないかと考える。

【事務局】

検討することとしたい。

【委員】

羽村市の魅力について考えると、まず動物公園であり、スイミングセンターも大きい要素だと思う。そうした魅力ある都市づくりの根底にある施設という、前提のようなことを記載してもよいのではないか。

【事務局】

検討することとしたい。

【委員】

市民の中には動物公園が財政的にひっ迫しているという意識がない方もいると思う。そのことも踏まえ、もう少し応援するという前提があれば、多少は違うのではないかと。

【事務局】

審議会は、フラットな視点が必要と考える。

【会長】

他に意見はないか。

(…なし)

【会長】

それでは、本日の指摘を踏まえて修正を行い、8月18日に市長に答申することとなる。修正内容については、私に一任ということでよろしいか。

(…異議なし)

【会長】

次に審議事項の(2) 使用料の適正化について、審議を行う。1つ目の電気自動車用急速充電器使用料の説明をお願いします。

【説明員】

…(資料1-1、1-2について説明)

【会長】

ただいまの説明について意見はあるか。

【委員】

近隣市のコストはどの程度か。比較した際に、委託料等、削減可能なものはないか。

【説明員】

当市の場合はゼロカーボンを目指した太陽光発電設備のため、電力会社で発電した電気を用いて充電するものとは異なり、CO2フリーで運用可能な充電システムを目指している。太陽光発電の場合、再生可能エネルギーを創り出すための設備費用がかかっている。一方で、電力会社は電力を購入した場合の購入費用がかかるが、その経費の比較をしたことがないため、具体的な金額は把握していない。

【委員】

今回の審議に関しては、現行の使用料を維持するという提案でよいか

【説明員】

現状維持と考えている。

【会長】

他に質問等ないか。

【委員】

車両そのものが高価である電気自動車を保有している人はそれほど多くない。もう少し車両価格が安くなると普及しないと思っている。使用料の値上げをしたら余計に利用者が減ると思うので、現状維持が妥当だと考える。

【会長】

他に質問等はないか。

【委員】

現時点で利用してもらおうという意味では現状維持が妥当と考える。一方で、ガソリン車が世界的に禁止になり、日本も電気自動車が主流の時代がくると思う。その際、ゼロエミッションを行っている事実はプロモーションの材料になるため、財政のことを無視すれば料金を下げるといのもよいのではないかと思う。SDGsや世の中のトレンドから考えて行政がここで値上げを行うことで採算を合わせることは厳しいと思う。現行料金を維持か、下げてもいいと感じた。

【会長】

他に質問等ないか。

【委員】

令和4年度利用状況の937台のうち、市の公用車の台数は何台か。

【説明員】

公用車は757台。一般の方は180台となる。有料化する前の令和元年度は、1,900台ほど一般の方の利用があった。

【委員】

実際の収入金額としては180台分の金額ということか。

【説明員】

お見込みのとおり。

【委員】

この180台分を引いたら、負担率はもっと高いのか。

【説明員】

公用車100%となると外部からの資金は入らないので、全額市費負担となる。

【委員】

その分公用車はガソリン代がかかっていないということか。

【説明員】

お見込みのとおり。

【委員】

市として独自にやっている事業ということだが、東京都、国の方向性というのは市に全く関係ないのか。

【説明員】

当初のインシヤルコストについて、国の補助を受けて充電設備を設置している。国全体として2050年までにカーボンニュートラルを目指しているため様々な補助制度がある。充電設備を新設する際の補助もあり、国や都においても年々充実化する傾向にある。

【会長】

他に質問等はないか。

【委員】

西多摩衛生組合、フレッシュランド西多摩についても発電を行うゼロエミッション施設だと思うが、充電器を設置できないのか。他の構成市町の判断もあり難しいかもしれないが、多少、使用料を安くしてでも充電器を設置し、利用してもらったほうがいいのではないかと思う。

【説明員】

当該施設については、組織体が異なるため、設置についての意見は差し控える。電気自動車を利用しやすくするためには充電設備が市内にあったほうが良いのではないかと考えている。しかし、電気自動車を購入している方の中には、自宅に充電設備を設けている方がいる。現在、電気自動車は性能が向上し、1回の充電で300キロほど走行可能となり、日常使いにおいては、充電設備に立ち寄って充電するより、自宅の充電で間に合っている方もいる。ただ、旅行を想

定すると、街中にも施設があったほうが良いと考えている。

【委員】

令和4年度の公用車の利用状況が757台という話があったが、この中にはむらんは含まれているのか。

【説明員】

令和4年度については、電気バスの老朽化により、ディーゼルバスを代用しているため、利用状況に電気バスは含まれていない。

【会長】

審議会としての意見をまとめたい。電気自動車用急速充電器使用料については、現行の手数料を据え置くことが妥当である。また、審議会として、政策的観点から、二酸化炭素を排出しない市独自の自動車交通のゼロ・カーボン化の取組みを重要視しているということを付帯意見とすることでよいか。

(…異議なし)

【会長】

次に審議事項の(2)使用料の適正化のコミュニティセンター使用料について、審議を行う。

【説明員】

…(資料3-1～3-3について説明)

【会長】

ただいまの説明について意見はあるか。

【委員】

令和4年度の利用状況について資料3-1に示されているが、令和5年度の利用状況は令和4年度に対して増えそうなのか、減りそうなのか。

【説明員】

利用状況は増える見込みである。

【委員】

資料3-1で令和4年度の一人あたりコストが2,161円となっている。仮に平成30年度程度の利用者数に戻った場合、一人あたりコストは1,000円強になると計算して差し支えないか。

【説明員】

お見込みのとおり。

【委員】

担当部署としては、現行の使用料据え置きとしたいのか、値上げをしたいのか。

【説明員】

コミュニティセンターは、様々な市民活動の拠点となり、立地条件もよく、駐車場もあり、子育て世代の利用もある。加えて、高齢者の集会室や入浴施設もあるため高齢者の利用も多い施設である。また、老朽化の中で利用者に不便を強いている状況であるため、現行の料金で続けていきたい。

【委員】

コミュニティセンター内にはホールや研修室、相談室など様々な部屋があるが、その中で、稼働率が高い部屋、あまり使用されていない部屋を教えてください。

【説明員】

利用が少ない部屋は調理室である。新型コロナウイルスの影響により、料理や試食を控える傾向があるため、使用率は低い。

担当課としては、市民活動の一環で多文化共生事業を行っている。例えば、調理室で外国の料理を作り、その料理を通じて文化を認識し合う事業を今年もできればと考えている。

【委員】

私が加入している日本語ボランティアの会で調理室を借りて、メキシコ人にメキシコ料理を作ってもらい、非常に好評だった。

調理室は、現在利用が少ないかもしれないが、コロナが収束すれば、また利用が増えていくと思う。

一番利用が多い部屋はどこか。

【説明員】

一番利用が多い部屋は第一研修室である。

【委員】

現行の使用料据え置きという部分に関しては妥当だと思う。

一方で、私は町内会で三矢会館を使っているが、三矢会館の使用料と比較するとコミュニティセンターの使用料はかなり安い印象がある。将来的には利用者が戻ってくれば当然収入も増え、様々な老朽化に対して対応が可能だと思う。しかし、利用者が増えない場合、スイミングセンター等との施設間でバランスの取れた使用料の適正化を将来的に視野に入れても良いと考える。

【会長】

他に質問等ないか。

【委員】

コミュニティセンターにおいて、使用料金の減免対象になるのはどういった団体か。

【説明員】

市役所、私立保育園協議会の加盟保育園、私立幼稚園協議会の加盟幼稚園、高齢者クラブ連合会といった、子育て、高齢福祉系の団体、また、町内会が対象団体である。

【委員】

社会教育関係団体が減免対象になるよう検討いただきたい。

【説明員】

検討することとしたい。

【会長】

他に質問等ないか。

【委員】

経常収益内のその他というのはどういった収入か。

【説明員】

自動販売機の売上や備品、コピー機利用代金である。

【委員】

近々、大規模改修の予定はあるか。

【説明員】

市において、施設の維持保全計画、総合管理計画を担当の方で調整している。担当としては、大規模改修を行い、コミュニティセンターを福祉、市民活動の施設として継続していく必要があると考えているが、改修時期については、調整に至っていない。

【会長】

他に質問等ないか。

【委員】

コミュニティセンターの1階の自動販売機について、2台あったものが1台になっているが、何か理由があるのか。

【説明員】

売り上げが芳しくないため、業者が入札を辞退した。

【会長】

他に質問等ないか。

【委員】

大規模改修の時期が来ているが、コミュニティセンターだけは残してほしい。自然休暇村や水上公園が廃止になり、次の廃止対象がコミュニティセンターなのではないかと思う。計画的な改修をお願いしたい。

また、地下1階のらるごについて、テナント料は資料のどこに記載されているのか。

【説明員】

らるごについて、テナント料はない。電気料等は使用量に応じて支払ってもらう。

【委員】

じゅらく苑という名称はもう存在しないのか。

【説明員】

コミュニティセンターじゅらく苑が正式名称である。地下1階については、老人福祉センターじゅらく苑が正式名称である。

【委員】

入浴施設はいこいの里ができたため閉館したという認識でよいか。

【説明員】

入浴施設も利用可能である。

【委員】

地震などの際の耐久性はいかがか。避難場所としては的確なのか。

【説明員】

コミュニティセンターの立ち位置や役割について、防災面で、自主避難所としての機能を有しており、以前の台風19号の際も活用されている。耐震については、問題ない。

防災面からも市役所に近いので、防災本部との連携もしやすい。そういう部分も合わせもった施設として位置づけている。

【会長】

全審議会としての意見をまとめたい。コミュニティセンター使用料については、現行の手数を据え置くことが妥当である。なお、コミュニティセンターは築30年以上が経過し、施設の老朽化が進んでいるので、大規模改修を行うなど、より魅力ある施設になるよう、検討が必要であるという結論でよいか。

(…異議なし)

【会長】

次に、審議事項の(2) 使用料の適正化の学習等供用施設・地域集会施設使用料について、審議を行う。

【説明員】

…(資料 2-1～2-5 について説明)

【会長】

ただいまの説明について意見はあるか。

【委員】

普段最寄りの会館を利用しており、会議室を借りる際には、会館の近隣に住む方を訪問し、希望の時間帯、会議室を申請し鍵を借りるという手順になっている。他の会館についても同じような手順か。

【説明員】

ほぼ同じである。各会館から比較的近いところに住んでいる方に鍵の管理をお願いしているが、鍵の貸し出しは大変であり、管理者のなり手が少ない状況である。

会館によっては、ダイヤルキー等で対応しているところもあるが、セキュリティ的に問題がある。

お店をやっている方に依頼する場合もあり、接客のついでに貸し借りができるという利点があるが、大体同じ状況である。

【委員】

現時点では現行の借り方かつ料金設定で致し方ないと思う。一方で、町内会の組織率が下がってきており、そもそも鍵の借り方を知らない若い世代が多いと思う。若い世代や子育て世代で使い方がわからないのは、もったいないと思うので、IT 等を活用し若い人たちの利用促進が可能となる仕組みもできるといいと思った。

町内会のコミュニティに未加入の人に対して、会館の利用促進を検討いただけると、将来的に利用者が増え、現行の料金でも修繕費、維持管理費を確保できると感じた。

【会長】

他に質問等ないか。

【委員】

私は会館の鍵の責任者だが、2 年前に前担当者から引き継いだ当時は、毎日自宅で鍵の貸し借りを受け付けていた。そのため、ずっと家にいなくてはならなかった。

そのことに不便さを感じたため、電話で月 1 回、毎月 1 日に翌月 1 ヶ月分の予約を受けつけるという方法に変更した。メールやメッセージアプリでの受付については、個々に連絡先を交換しなくてはならないため考えていない。

鍵については、私が留守のときは鍵が貸し出せないという問題があったので、会館の入り口

にポストをつけ、ダイヤルロック式の錠をしている。鍵を使いたい人は、ダイヤルロックを開錠して、会館を利用する、終わったらまたポストに鍵を入れロックするというやり方に変更した。

これらのことにより、鍵の貸し借りについてのわずらわしきは、一切ない。

【委員】

一般の利用者は土日の利用がメインだと思うが、土日はどのぐらいの利用があるのか。

【委員】

ほとんど利用はない。一般の団体は平日しか来ない。ダンス、カラオケの利用が夜だけで月に15回ぐらい入る。

【委員】

町内会に加入していないと会館の使用方法がわからない。そもそも使えることすら知らない人もいる。例えば、教室を開きたい人が場所を探す際に会館の使用方法がわからず、市外で教室を始めてしまうということがあった。

【説明員】

基本的に地域集会施設は、地域の方、町内会や高齢者の方々のためのものである。

使用料が有料となるのは、町内会に加入していない方や市外の方である。

意見にあったような、若い人たちの使い方がわからないという場合は、町内会からも、地域の若い世代に申込方法や、連絡先等を教えるなど周知をお願いしたい。

地域集会施設は、地域のコミュニティの促進のために設置している施設で、高齢者の利用も多く、昨今、町内会によっては酷暑や冬にお休みどころという名目で会館を利用するような場合もある。

併せて、集会施設を地域防災計画で一時集合場所として定めている町内会もいくつかあり、災害が起こったときは、一つの避難場所として活かす想定をしているため、防災用具も置いて備蓄している。防災機能としても非常に重要な位置づけであると考えている。

【会長】

条例に規定する使用料と各会館の使用料との関係について確認したい。資料2-5に「条例に規定する使用料」が記載されており、たとえば、区分の一番上に、25㎡の部屋の使用料は、3時間920円という記載がある。

しかし、資料2-4を確認すると、五ノ神会館（学習等供用施設）の25㎡の部屋の現行使用料は、3時間710円となっており、条例の920円と相違がある。同様に、中央館（学習等供用施設）の25㎡の部屋の現行使用料は、3時間810円となっており、条例の920円と相違がある。一方で、25㎡の部屋の現行使用料が、条例と同じ3時間920円となっているのは、三矢会館、緑ヶ丘会館、小作台東会館、小作台西会館、田ノ上会館、双葉町会館などである。このように、「条例に規定する使用料」と同じ920円の料金設定している会館がある一方で、「条例に規定する使用料」よりも安い料金設定をしている会館があるという点について、使用料審議会として検討する必要がある。「条例に規定する使用料」と各会館の使用料との関係について説

明をお願いする。

【説明員】

条例では面積の広さで使用料を決めている。一方で、実際の使用料については会館によって差がある。

長い歴史の中で、従来の料金のまま慣例的に設定している部分があるため、使用料を整理して、条例に準じた使用料で調整することを検討している。

【会長】

ただいまの説明について意見はあるか。

【委員】

地域ごとに使用料の格差があるのは望ましい状態ではないと思う。市民の公平性という観点において、今回のタイミングで、条例に合わせるように最大限努力する必要がある。

【委員】

先ほど説明があったように、町内会関係者等は無料で利用しており、使用料とあまり関係がないと思われる。

資料内の料金については、一般あるいは市外の利用者についての記載だと思うが、条例に基づいた形で、使用料を設定してもよいのではないかと思う。

【会長】

重要な論点であるため、委員の皆さんの忌憚のない意見を頂きたい。

【委員】

地域の方は無料で一般の方が借りる場合は使用料がかかるということだが、一般の利用者が使用料を払っている割合はどのくらいなのか。例えば中央館や五ノ神会館は、一般の方の利用があると思うが、他の会館の利用はあるのか。

【説明員】

立地が良い施設や、施設自体にある程度広さがあるところ、例えば五ノ神会館、中央館、神明台会館は、市外の方の利用も確かに多い。その他の施設でも、シルバー人材センター、体育協会、文化協会といった全額免除にならず減額という扱いで使用料が2分の1になる団体が利用しているため、全額免除の利用のみではないという状況である。

【委員】

条例に規定した金額を、全部の会館に当てはめた場合、会館によっては利用者がほとんどいなくなるように感じる。

団体によって半額や無料という区分を設けると複雑になるため、可能な限りシンプルな料金体系にすると思う。

【説明員】

免除、減免については、会館ごとに組織される会館運営委員会に市から使用料の免除基準を配布して、内容について説明している。審議会の答申を受け、今後の使用料について庁内で再度検討を行う。その結果、使用料が変更となる場合は改めて周知を行う。

【会長】

審議会としての意見をまとめたい。条例に規定する使用料を採用している施設がある一方で、条例に規定する使用料よりも安い使用料を設定している施設があるなど、施設ごとに異なる使用料体系となっているのは問題である。長い歴史の中で、従来料金のまま慣例的にそのような料金設定となっているということでは説明がつかないため、条例に規定する使用料に統一することが適当であるという結論でよいか。

(…異議なし)

【会長】

以上で、本日の審議事項は、すべて終了した。

【会長】

次回の審議会について説明をお願いしたい。

【事務局】

…（次回の審議日程について説明）

【会長】

本日も活発な議論をして頂き感謝する。次回8月18日の審議会もよろしく願います。
これで本日の審議会を終了する。

-----閉会-----